別紙(第6条関係)

意思表示の公示送達手続

　町営住宅等の無断退去者に対する明渡請求等の意思表示の公示送達は、次のとおり行う。

1　公示送達の申立ては、町長名で、無断退去者の最後の住所地を管轄する簡易裁判所に対して行う。

2　申立ては、意思表示の公示送達申立書(様式1)、通知書(様式2)、掲示場所指定に関する上申書(様式3)により行う。

3　申立書には、600円の収入印紙を貼付する。

4　通知書は、その写し3通を添付する。

5　申立書には、相手方の所在が不明である証明として次の書類を添付する。

　(1)　返送されてきた内容証明付郵便の写し

　(2)　町営住宅無断退去調書の写し

　(3)　住宅内状況調書の写し

　(4)　その他

6　申立書には、日南町営住宅の設置および管理に関する条例および同条例施行規則の写しを添付する。

7　申立てに際し、市町村等との連絡のための若干の通信費を裁判所に提出する必要がある。

(様式1)

|  |  |
| --- | --- |
| 　日南町営住宅使用許可取消しの意思表示の公示送達事件　　　　　　　　申立ての趣旨　申立人(表意者)が相手方に対してなす意思表示を記載した別紙通知書を公示の方法により、送達されたい。　　　　　　　　申立ての原因一　申立人は、相手方に　　　　年　月　日申立人所有に係る鳥取県日野郡日南町　　　　　所在の日南町営住宅　　　　団地第　　　号を家賃月額　　　　　　円(　　　　年　月より金　　　　　円)で、日南町営住宅の設置および管理に関する条例等の遵守を条件として期間の定めなく使用を許可した。二　相手方は、　　　年　月分以降右家賃の支払を怠り、また　　　年　月頃から正当な理由もなく右住宅に居住していない。これは、日南町営住宅の設置および管理に関する条例施行規則第二十二条に違反しているので日南町営住宅の設置および管理に関する条例第四十一条に基づき、住宅の明渡請求と使用許可の取消しのためその準備中である。三　ところが、相手方は　　　年　月頃その最後の住所地を去り、その移転場所が判明しない。もちろん郵便物も配達されず、町役場等にも移転の届がなく、申立人において調査したにもかかわらず依然として所在は不明である。よって右明渡請求と使用許可の取消しの申立てに及ぶ。　　　疎明方法一　相手方にあてた内容証明返戻郵便物一　町営住宅無断退去調書の写し一　住宅内状況調書の写し一　戸籍謄本一　戸籍の附票一　住民票一　民生委員児童委員の報告書 |  |
| 　　　意思表示の公示送達申立書申立人　住所　　　鳥取県日野郡日南町霞八〇〇番地　　　　　　　　日南町長相手方　住所　　　 |

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　　年　　　月　　　日右申立人　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日南町長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印　　　簡易裁判所　御中 |

(様式2)

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　　　通知書　通知人は、日南町営住宅の設置および管理に関する条例に基づき、被通知人に　　　　　年　月　日付けで日南町営住宅　　　団地第　　　号(所在　鳥取県日野郡日南町　　　　　　　　)の使用を許可した。しかしながら、被通知人は、家賃(　　　　年　月分から　　　　年　月　日まで合計　　　　　　　円)の支払を遅滞し、督促するも応ぜず、また　　　　年　月頃から正当な理由なく右住宅に居住しないので、右条例第四十二条の規定により本書をもって右住宅の明渡しの請求と使用許可の取消しを行う。よって通知する。　　　　　年　　　月　　　日通知人　　日南町長　　　　　　　　　　　　　　　　印　　　　被通知人　　　　　　　　　　　　　　様 |

(様式3)

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　　掲示場所指定に関する上申書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申立人　　日　南　町　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　相手方　右当事者間の御庁　　　　　年(サ)第　　　　　号意思表示の公示送達事件につき、裁判所の掲示板に掲示された旨の通知書を掲示する場所を左記掲示場と御指定下さるよう上申します。記　　　住所　鳥取県日野郡日南町霞八〇〇番地　　　　　　　日南町役場掲示場　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　右申立人　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日南町長　　　　　　　　　　　　　　　　　　印　　　　　簡易裁判所　御中 |